

中間前金払制度の導入について

平成28年3月
笠間市総務部財政課

公共工事の適正な施工の確保や受注者の資金調達の円滑化などを図る為、平成28年4月1日以降に公告等を行う建設工事を対象として、中間前金払制度を導入いたします。

記

1 中間前金払とは

市発注の建設工事では、請負代金額の10分の4以内の前金払の請求ができることになっていますが、工事の中間段階に、更に10分の2までを追加して支払う前金払のことを中間前金払といいます。

なお、建設コンサルタント業務等については、中間前金払はありません。

2 中間前金払の対象工事

公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第5条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社の保証する土木建築に関する市発注工事であって、当該工事の請負代金額が500万円以上のものになります。なお、当初の前払金を受領していることが必要です。

3 中間前金払が請求できる条件

請負代金が1件500万円以上の工事について、前払金の支払いを受けた後、次の要件のすべてを満たしていることが必要です。

- 工期の2分の1を経過していること。
- 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金額の2分の1以上の額に相当するものであること。